

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成27年5月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車においては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条</p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自動車においては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条</p>

第1項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域における生活において必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第2号に規定する公共交通空白地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車で専ら当該公共交通空白地有償運送の用に供するもの

第1項に規定する過疎地域その他これに類する地域における生活において必要な交通の確保のために県又は市町村が交付する補助金を受けて道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人が所有する自動車で専ら当該過疎地有償運送の用に供するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。